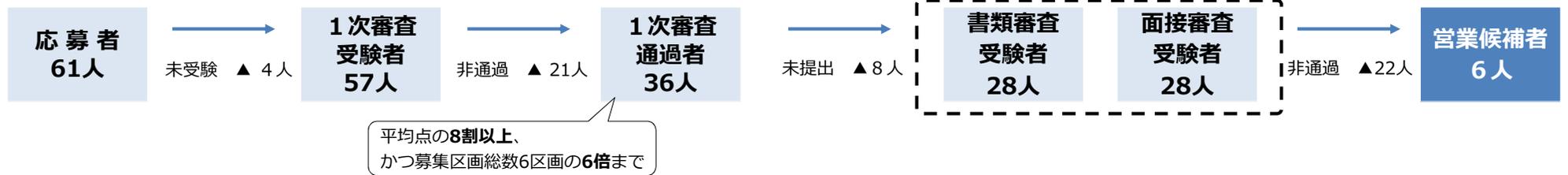


1 審査概要について



平均点の8割以上、かつ募集区画総数6区画の6倍まで

○ 書類審査

- ・ 審査時期：令和6年10月4日～10月24日
- ・ 審査担当：審査部会委員5人中3人（面接審査の審査員）
- ・ 配点：100点満点

○ 面接審査

- ・ 審査時期：令和6年11月2日、3日、6日、7日
- ・ 審査担当：審査部会委員5人中3人
- ・ 配点：100点満点

○ 評価方法（得点の決定方法）

書類審査の点数と面接審査の点数の合計を偏差値に換算し、審査担当の偏差値の平均を応募者の得点とする。

2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について

○ 審査結果

区分	計	渡辺通	天神東	長浜
募集場所	6区画	3区画	2区画	1区画
営業候補者	6人	3人	2人	1人

3 補欠候補者（案）について

案 偏差値50点以上の得点者 → 7人

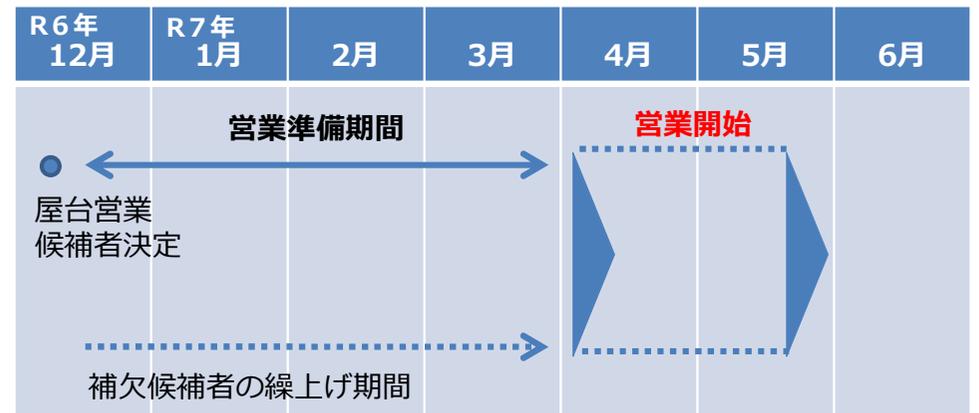
<考え方>

- 平均点以上を獲得しており、合格水準に達していると審査部会で判断。営業候補者となれるだけの一定の能力を有すると評価できる。

<参考> 「補欠候補者制度」

営業候補者には選定されなかったものの、一定の能力があると評価できる応募者を「補欠候補者」とする。辞退等で空いた区画がある場合、「補欠候補者」が希望すれば、その区画の営業候補者とする制度。

4 今後のスケジュール



<新規屋台の営業開始>

- 4月から5月にかけて、今回選定された営業候補者が営業開始。
- 営業候補者が辞退した区画があった場合、補欠候補者が当該区画での営業を希望すれば、繰上げて営業候補者とする。